

第二部

福祉基本計画アクションプラン

1. 地域とともに安心して暮らし続けられる環境づくり

(1) 地域福祉の充実

	目標（H31）	実績（H29）
あったかふれあいセンター整備数	6地区	4地区
あったかふれあいセンターによるサービス提供可能地区	61地区	49地区
サテライトサービスのみ提供可能となっている範囲	4地区	6地区

※ 「サテライトサービスのみ提供可能となっている範囲」は、「あったかふれあいセンターによるサービス提供可能地区」の内数。

① あったかふれあいセンターの整備

あったかふれあいセンターは、現在の4箇所（こぶし、佐賀、北郷、にしきの広場）に加え、平成31年度までに白田川地域（伊田、有井川、上川口、蜷川）、三浦地域（田野浦、出口）の2箇所において各地域の活動や特徴、課題などの実情に応じた拠点の整備に向け、協議を進めていく。平成30年度は、白田川地区・三浦地区へ4～5回程度の説明・協議に入り、あったかふれあいセンターの設置に向けた地域との協議・検討を行う。また、既存のあったかふれあいセンターにおいても、各地域の参画を得ながらそれぞれの運営協議会で課題や解決策を協議し、各地域に応じた機能を有する施設へと転換を図っていく。

② ボランティアの育成

平成30年度も引き続き、町と社会福祉協議会が連携し、住民を対象にボランティア活動の基本的な知識を学ぶ場やボランティア活動者の声を聞く場としての講座を開催し、実際のボランティア活動につなげる。また、美化活動などの楽しみながら気軽に参加できる体験プログラムの実施、さらに、中学生を対象とした夏休みボランティア体験や教育委員会事業のふるさとキャリア教育により、子どもの頃からボランティアの意識付けに努め、将来のボランティア活動の担い手として参加する人を増やしていく。

また、定期的に町内の福祉施設を始め、平成29年度にボランティア活動実態やニーズ等のヒアリングを行った団体（はらから、あかつき、お話玉手箱など8団体）を訪問し、ボランティアニーズや困りごとを受け止め、募集・受入れ対応などのボランティアに関する相談が気軽にできる関係性を構築し、施設や団体との連携強化を図る。社会福祉協議会やボランティア団体の研修会や先進地視察を行い団体等の強化支援を行う。団体同士がつながる場づくりとしてフォーラムを開催し、これまで個々に活動していたものを各団体が情報共有しネットワーク化を図り、活動の担い手が参加できる場を活性化させボランティア活動の市場を拡大していく。

ボランティアに関する相談、登録名簿管理など継続して行っていく。

③ 自殺対策の実施

平成 29 年度は、健康づくり推進委員を対象にゲートキーパー養成研修会（参加者 26 名）を開催した。平成 30 年度は、平成 29 年度の研修会参加者を対象に、さらなるゲートキーパーとしての役割、理解を深めるステップアップ研修を開催する。

④ 見守り体制の拡充

これまで、町内の郵便局や金融機関、JA、商工会と高齢者を対象とする見守り協定を締結し、官民で連携した見守り体制を展開してきた。これまで、協定締結済み事業所等（13 事業所等）からの通報件数は 2 件となっている。平成 30 年度は、普段から町内を巡回している宅配事業者（クロネコヤマト）との協定を新たに締結し、見守り体制の拡充を図っていくとともに、見守り体制の機能強化に向け協定事業所等と見守り協定内容の再確認を行う。

⑤ 南海トラフ巨大地震への対策

南海トラフ巨大地震発災時の医療機関との連携体制の、構築と強化を図るため、平成 29 年度に四万十市立市民病院及びくぼかわ病院と、医療救護に関する協定を締結したところである。今後は、協定を締結した病院と情報交換を行うことのできる場の設定や発災時を想定した合同訓練の開催に向けた協議等を行いながら、合同訓練の実現とより良い連携体制の構築と強化を図る。

また、佐賀地域の医療救護所である拳ノ川診療所及び伊与喜小学校において必要な備品が十分に備わっていないことから、防災部局と協議しつつ備品等の計画的整備を進める。

(2) 高齢者支援のあり方

	目標（H31）	実績（H29）
人口ビジョンに掲げる将来展望（65 歳以上）	4,568 人	4,826 人 （住基ベース）
新規要介護認定者数	160 人未満	169 人
新規要支援認定者数	75 人未満	79 人
通所型短期集中運動機能向上サービス利用者	40 人	19 人

① 在宅医療・介護体制の整備・拡充

佐賀診療所による訪問看護は、日中の医療サービスのみに限られていることから、引き続き、（医）祥星会と協議を重ね、医療・介護サービスの提供が可能となるように、平成 30 年度は、計画的に 3 ヶ月に 1 回訪問し、県や幡多地域の進捗状況の情報提供をするとともに要請を行っていく。

また、中山間地域介護サービス確保対策事業の補助対象事業所に、新たに四万十市・四万十町の訪問介護、通所介護事業所を追加し、サービスの提供体制の充実を図り、切れ目のないサービス提供の確保に努めていく。

② 情報共有の促進

医療機関と在宅支援を担うこととなる町内の介護事業所やケアマネージャーとの情報共有の円滑化を目指し、平成30年度は、高知県（幡多福祉保健所）がとりまとめを行っている情報共有に係る入退院調整ルール作りに町としても協力していく。

③ 運動機能向上サービスの強化・推進

平成29年度から、生活機能を維持していくことを目的として、介護度が要支援及び事業対象者（介護保険総合事業該当者）のうち運動機能の回復が見込まれる者を対象に、専門職のアドバイスに基づく運動機能の向上やセルフケアに向けた動機付けと学習を行う通所型短期集中運動機能向上サービスを実施している。これまで、利用者19人中（5名が利用中止）12人（改善率約63%）が運動機能の回復がみられ、自立して日常生活を継続できるところまで改善している。

平成30年度は、本サービス利用可能者を40人まで引き上げ、運動機能の回復を通じて生活機能の維持・向上を図っていく。また、サービス利用者の修了後の受け皿として、あったかふれあいセンター「にしきの広場」へ下肢筋力トレーニングセットを設置し、通所型短期集中運動機能向上サービス事業所による指導等を行うなど、地域の受け入れ体制の整備を進める。その際、通所型短期集中運動機能向上サービスにのみ対応した整備ではなく、他のあったかふれあいセンター利用者にとっても、生活機能の維持・向上に資するものとなるよう努める。

④ 地域の見守り体制の構築

平成30年度、災害時に自力で避難することが難しい者に関する「個別計画」について、その策成方法を含む今後の方向性を防災部局と協議する。

⑤ 認知症対策の展開

認知症対策について、これまで町が主体的に取り組んできた「認知症サポーター養成講座」（平成29年度104名）や「脳トレ教室」（平成29年度17名）、「認知症カフェ」（平成29年度558人）、「認知症介護家族の座談会」（平成29年度26名）、「認知症講演会・ミニ講座」（平成29年度297名）などの運営を、平成30年度から地域のNPOに委託する。

他方、初期の認知症の掘り起こしや早期対策に重点化すべく認知症初期集中支援チームの体制を1チームから2チームとして体制を強化するとともに、町内の老人クラブでの認知症診断の実施やあったかふれあいセンターで取り組む医師の健康相談の活用により認知予防・早期発見・早期治療につなげていく。

さらに、認知症の人とその家族がいつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けられるのか、本町の基本情報を整理した「認知症ケアパス」を作成し、社会福祉協議会やあったかふれあいセンター等で、認知症の相談時のツールとして活用する。

⑥ 介護施設における虐待予防の取組

本町においても平成 27 年度に不適切な介護事例 2 件、虐待事例 1 件が発生している。そこで、平成 29 年度から、施設に入居している高齢者虐待防止として、町内の介護施設職員を対象に「介護施設職員スキルアップ研修」（参加者 18 名）を実施し、介護施設の全職員に情報を共有している。平成 30 年度は、引き続きスキルアップ研修を参加者 20 名程度で実施するとともに、虐待発生時の早期対応に関する対応策について、他市町村の対応等を研究していく。

(3) 健康増進の取組

	目標（H31）	実績（H29）
特定健診の受診率	48.0%	43.5%
一人あたりの医療費	400 千円	390 千円 ※H28

① 特定健診・保健指導の実施等

平成 30 年度は、引き続き、特定健診・保健指導の受診勧奨を国保加入者に対して実施するとともに、新たに、若いうちから健康診断を習慣化していくために 20～30 代の国保加入者に係る健診費用への支援を開始する。また、農業者や漁業者が長く健康を維持し、元気に農業・漁業に取り組んでもらえるよう特定健診等の受診を積極的に働きかけるとともに、農業者については町が支給する事業支援補助金等の支給要件に特定健診等の受診を義務付けていく。

また、黒潮町版地域包括ケアシステム構築の一環として、平成 30 年度から新たに、幡多医師会等と連携し、あったかふれあいセンター「こぶし」「佐賀」「にしきの」「北郷」へ医師を派遣してもらい、医師による健康相談やバイタルチェックを実施することで、住民の健康増進や疾病の早期発見や重症化予防に取り組む。さらに他の専門職（薬剤師、理学療法士、作業療法士など）との連携し、既存の取組をより予防効果の高いサービスに発展させていく。

① がん検診の実施

がん検診については、国及び県の指針に基づく取組を進めるとともに、がんの早期発見と早期治療につなげるため、引き続き受診勧奨に取り組む。

また、問診等の検診事務が円滑に流れるようスタッフの人数や配置の見直し、待ち時間短縮を図るとともに、待機場所等受診会場内の環境を改善することで、受診の負担感・抵抗感の軽減による受診者の増を目指す。（平成 28 年度受診者数：胃がん 601 人、大腸がん 1,290 人、子宮がん 358 人、乳がん 452 人、肺がん 2,411 人）

② 食育の推進

食育の推進については、引き続き IWK による食育推進番組を継続し、健康を維持する

点からも食事の重要性の周知に努める。

また、町内の各学校と連携を図りながら子ども達に食の大切さを啓発するとともに、あったかふれあいセンターと連携を図りながら親子が一緒になって食の大切さを認識してもらう教室の開催に取り組む。さらには、食生活推進員が学んだ知識やレシピ等を各居住地域で、伝達する取組みを継続して行う。

(4) 障がい児・者への支援

	目標 (H31)	実績 (H29)
ペアレント・トレーニング参加者数	維持	6人
保護者交流会参加世帯数	維持	のべ17世帯

① ペアレント・トレーニングや保護者交流会の実施

平成 29 年度から新たに障がいのある子どもをもつ保護者等を対象に育児支援等を目的とするペアレント・トレーニングを実施している。(ペアレント・トレーニング：述べ 17 人参加 (実 6 人)、保護者交流会：述べ 17 人参加 (実 6 人)) 参加者の感想として「褒めると子どもを怒る回数が減った」「子どものたくさんのいいところに気が付いた」「イライラせずに子育てが少しできた」「怒る前に一息つくことが少しできはじめた」などの変化もあった。平成 30 年度も引き続き、ペアレント・トレーニング、保護者交流会の実施とフォローアップ、ひとりで悩まない仲間づくりを目的とした保護者交流会団体への支援を実施していく。

② 閉じこもりへの対策

現在、町と社会福祉協議会とが連携し、精神障がい者の閉じこもり予防及び再発防止予防を目的としたミニデイケアの実施や、社会参加を目的とした喫茶さとう木の運営支援を実施している。(ミニデイケア：平成 29 年度：参加者延べ 30 人、喫茶さとう木：精神障がい者の参加者延べ 92 人) 平成 30 年度も引き続きこれらの事業に取り組むとともに、障がい児・者全員を対象とするアンケートを実施し、地域資源の発掘や公共交通の課題などの現状把握に努め、あったか事業等との連携策について検討を行う。

(5) 児童福祉の充実

	目標 (H31)	実績 (H29)
合計特殊出生率	1.64	1.43 ※H20~24
年間出生数	60 人/年 ※H32	49 人/年

① 切れ目のない子育て支援

平成 29 年度は、新たに子育てサークルが大方地域に 1 団体設立し、親子陶芸教室 (参

加：親子 15 組)、親子木工教室(参加：親子 18 組)親子お菓子づくり(参加：親子 9 組)を開催したところ。平成 30 年度は、サークルの事業計画時から子育て支援センターや町保健師等が作成支援を行い、サークル活動を通じた子育て環境の充実につながるようサークル活動の充実を図っていく。また、不妊治療費助成事業(平成 29 年度 0 人)や在宅子育て応援事業(平成 29 年度のべ 91 人)、チャイルドシート購入補助(平成 29 年度 25 人)などを開始したところ。不妊治療助成事業については、制度利用者が 0 人であったことから、近隣市町の産婦人科へチラシ配布などの制度の周知方法を見直す。

また、妊娠から出産までの切れ目のない支援体制を構築に向け、母親へのメンタルケアや出産時の経済支援等の新たな支援策について検討する。

② 妊産婦及び乳幼児の健診、疾病予防

妊婦健診から乳幼児健診までの各種健康診査を継続して実施するとともに、身体的・精神的ハイリスク妊産婦の早期発見・対応(保健指導や訪問支援)を行う。また、乳幼児の状況を適切に把握し、関係機関と情報共有を行いながら、疾病予防、虐待予防の観点から適切な助言・支援に努める。

③ 福祉部局と教育委員会との連携

妊娠・出産・新生児・乳幼児期を通じて切れ目のない支援を実施し、保健、福祉、教育機関との連携を強化することを目的に、児童相談、家庭相談、家庭支援(調査)を行う相談員(虐待防止コーディネーター)を平成 29 年度より配置し、学校訪問、要保護児童対策地域協議会、ケース会議等で専門的視点からの助言を行い、児童虐待の予防・早期発見に努めてきた。引き続き、虐待防止コーディネーターを配置し、相談支援体制の構築を目指す。

また、平成 30 年度、福祉部局(保健、福祉)と教育委員会部局で現状課題等の共有、整理を行い切れ目のない見守り・支援体制を構築するための協議を開始する。

④ ペアレント・トレーニングの拡充

障がいのある子どもをもつ保護者等を対象に平成 29 年度から開始しているペアレント・トレーニングについて、平成 30 年度、対象を幼児から小学生の保護者等に拡充し実施する。(参加者 6 人・3 回プログラム)参加者の状況を見ながら実施回数を変更するなど、柔軟に実施していく。